

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和4年5月27日（金）午後2時開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

(1) 令和5年2月までの協議スケジュールについて

14:00

○高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。

昨日、全協でもちょっと発言させてもらいましたが、ちょうど50回目の委員会になります。本当に皆さんお疲れさまです。

太田康隆委員は公務のため、終了次第、駆けつける予定でありますので、よろしく申し上げます。

市政記者の傍聴についてお諮りをします。許可することでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、許可いたします。

一般傍聴人の傍聴についてお諮りをいたします。申出があれば許可することでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、申出があれば許可いたします。

14:00

◎前回委員会における協議内容の確認等

14:01

1 行政区再編協議

◎結論

令和5年2月までの協議スケジュールについて当局の提案を了承することとし、今後はスケジュールに合わせて行政区画審議会の状況等を報告することとしました。

◎発言内容

(1) 令和5年2月までの協議スケジュールについて

○高林修委員長 それでは、協議事項(1) 令和5年2月までの協議スケジュールについて、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 配付した資料のA4の横の表のものですけれども、タイトルが令和

5年2月までの協議スケジュールについて（案）というものを御覧ください。

来月6月から来年2月の区設置等条例の議決までの協議スケジュール（案）となります。基本的には、昨年5月31日の特別委員会です承いただいた協議スケジュールと変更はなく、その詳細版というような形になります。

まず、表の一番左の区分欄がありますけれども、先に区分欄の下の附属機関の欄を御覧ください。区再編（案）を了承していただいたことを踏まえまして、行政区画等審議会と区協議会の2つの附属機関へ、それぞれ条例で定められた所掌に基づき今後諮問を行います。

別紙2を御覧ください。タイトルが「浜松市行政区画等審議会」という資料となります。行政区画等審議会の概要の資料となりますが、黒いひし形の2番目、審議会の事務として、条例で行政区画の変更等に関する事項と定めております。この資料は概要を記載したものととなります。

スケジュールにお戻りください。今の所掌事務に基づきまして、行政区画等審議会に諮問する事項は2点ございまして、この表にありますとおり、（1）として区域、もう一つは（2）区の名称でございます。この2点について、6月に諮問いたします。（1）区域につきましては、（2）に先行して7月に答申をいただきたいと考えております。その区域の答申を踏まえまして、（2）区の名称については、区名募集を行い、区名候補を選考した後、区名投票を実施する予定です。その結果を踏まえ、審議会から10月下旬から11月上旬頃をめぐりに答申をいただきます。行政区画等審議会のその下の行のところですが、区協議会とあります。区協議会への諮問は、その表を右に見ていただきますと、諮問を11月に行いまして、区設置等条例に基づきまして、諮問事項は再編後の組織についてとなります。表の下ですけれども、欄外になりますが、※2にありますとおり、附属機関の協議状況につきましては、必要に応じ特別委員会へ御報告いたします。

次に、表の区分欄の上のほうですが、特別委員会について御説明します。継続協議となっております①協議会のあり方につきまして、条例・規則で決定すべき事項の確認と運用事項の確認に分けてあります。条例・規則で決定すべき事項の確認につきましては、先ほど御説明した、区協議会へ11月に諮問する必要があるため、その前の10月までに行うこととしております。

別紙1を御覧ください。こちらが区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項ということでありまして、例えば名称や委員定数、任期などとなります。こちらに書いてあるものが該当します。

スケジュールにお戻りください。運用事項の確認につきましては、条例・規則で決定すべき事項の確認の協議の進捗に合わせまして、8月頃から行い施行までの間に決定してまいります。表の下、欄外、※1にあるとおり、自治会連合会や区協議会等の関係者との調整を適宜実施いたします。

次に、②区名の募集、決定方法と、③行政区画等審議会資料は、いずれも行政区画等審議会に関わるものとなりますので、先ほど御説明したとおり、行政区画等審議会に6月下旬に予定している諮問の前に協議することとしております。④区協議会資料は、こちら先ほどの予定のとおり、11月に予定している諮問の前に協議することとするため、10月にスケジュールを入れております。表の一番下、区設置等条例の議決は来年の2月となります。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○松下正行委員 まず、スケジュールですが、特別委員会の区分で、①の協議会のあり方、この別紙1のところはいいと思いますが、運用事項の確認ということで、2月の下旬までとなっておりますが、基本的には1月末というスケジュール感にしておかないといけないのではないかとというのが1つと、そ

れから附属機関の行政区画等審議会で6月下旬に諮問をして、(1)の区域でいうと7月の中旬に答申となっておりますが、通常、諮問すると答申は最低1か月ぐらいかかると聞いていますが、これだと少し短くないかと思えます。

そこら辺の考え方を教えてほしいということと、まとめて言いますと、別紙1の区の協議会の設置に関する条例等の規定ということで出ておりますが、これはあくまでも1層目の区の協議会のイメージで出ていると思うのですが、2層目の協議会は条例化にしないということなのか、1層目の区の協議会の条例をもって2層目の協議会もそれに準ずるとということなのか、そこら辺を教えていただければと思います。

○高林修委員長 松下委員、最後の質問は、この一番下のところに備考欄があって「現行の条例、規則に規定のある条項を示したもの」なのですが、もっと突っ込んで2層目も考えているかということでよろしいですね。

○松下正行委員 はい。

○高林修委員長 では、3点について、当局いかがですか。

○区再編推進事業本部副本部長 まず、2点目について先にお答えさせていただきたいと思えます。

行政区画等審議会の諮問から答申の期間が短いのではないかと御指摘かと思えますけれども、今回、区域に関する部分と区の名称と切り分けてございまして、区域に関しましては、行政区画等審議会でもゼロベースから議論を始めるということではなくて、当然これまでの特別委員会での御協議というのを踏まえての、審議会にかけるといって出していく形になると思えますので、その辺を踏まえまして、このスケジュールでも問題ないかと思っているところです。

○高林修委員長 3点目については、どなたが……。

○市民部長 協議会の1層目、2層目の規定をどうしますかという話でございましてけれども、基本的にお示しをさせていただいているのは、松下委員御指摘のとおり、1層目というのは結局、区の協議会の大きな枠組みという形になるものですから、これを条例で定めていくのがよからうというお話で、2層目については、今の想定では規則以下のところで細かく定めていくのがよいかと考えております。

ただ、現行の条例の中でも、表の条例の区分の下から2つ目に委員会ということで、第14条に委員会設置の規定というのがございまして、このあたりのところに2層目のある程度のイメージというか、枠組みを定めていくことも、現行の条例の枠組みに当てはめて規定化することを考えれば、このあたりを使っていくことも十分考えられると考えております。

○高林修委員長 松下委員、取りあえず3点のうち2点御回答がありました。いかがでしょうか。

○松下正行委員 附属機関のスケジュールについては、区域は、現行からいくので短くてもいいかということでしたので、それは了解しました。

区の名称については、募集とかアンケートをやるスケジュールでいくと、答申は10月末か11月の頭ぐらいということなので、これもいいとします。

別紙1の区協議会の条例の件は、今市民部長の答えでいくと基本的には規則ですが、この例示で出した条例の中の委員会の中にも入れてもいいかというようなニュアンスの話がありましたが、そういったものも何かちょっと例示を出してもらえると、今後の中で議論しやすいかと思いたしたので、そこも検討をいただければありがたいと思えます。

○高林修委員長 どの場面で市民部長にお話ししているか覚えていないのですけれども、要するに条文も含めて、ある程度具体的なものを示してくれるとありがたいですねということ、お願いしてあ

りますので、そういうことでよろしいでしょうか。

○**松下正行委員** 分かりました。

○**高林修委員長** 先ほどの1点目の話がそのままになっていますけれども、協議会の運用事項の確認の網かけが2月までいってしまっているということについては、確かに松下委員がおっしゃっているのはもっともだと思っている部分があって、区の協議会に諮問するのが11月なので、さすがにそれまでに運用も含めて決めたいねというお話でよろしいのでしょうか。

○**松下正行委員** そこまでは言わないのですけれど、遅くても1月ぐらいかということですけど。

○**高林修委員長** このところは、ある程度可能性も含めてこういう網かけになっているので、これはこれでよろしいかとは思いますが……。

○**区再編推進事業本部副本部長** 協議のスケジュールとしましては、今、委員長がおっしゃっていただいたとおり、イメージで示している部分がありまして、前回もそうでしたけれども、協議会について早くその姿が決まるということは望ましいことだとは認識しております。

○**松下正行委員** そうであれば、あくまでもスケジュールなので、少しでも早めにしておいたほうがいいのではないかと。何があるか分からないので、それで遅れてしまって、もし2月に条例ができないという話になるとまずいので、そこだけの確認です。

○**区再編推進事業本部副本部長** 1点、確認といたしますか、いわゆる条例ということの間に合う、間に合わないという視点で見たときには、ここで切り分けているように、条例・規則で規定すべき事項というのは、まず10月がデッドラインということになりますが、運用はそこはまた違う部分ということで、それ以降にもスケジュールが入れてあるといった感じになります。

○**松下正行委員** 先ほど、高林委員長も言っていたのですが、これはあくまでも条例とは別だよという話であっても、本来スケジュールであれば、一番望ましいのは当然この10月ということになるし、延ばしても2月下旬に条例をつくるので1月までかという思いで私は発言をさせていただいたので、そこは少し柔軟にしてもらったほうが良いという意見です。

○**区再編推進事業本部副本部長** 御指摘のとおり、条例・規則で決定すべき事項というのは、どうしてもこの10月というのはもちろんあります。もう一つの運用事項も、10月にセットで決まっていれば一番望ましい形ではあると思いますので、そこは特別委員会の協議の進捗でということになるかと思っておりますので、目標として早く決めていただくということに関しては、望ましいことではないかと思っております。

○**齋藤和志委員** 確認ですが、このスケジュール表の附属機関の中に、行政区画等審議会の(2)の区の名称で諮問を受けて、10月に答申ということになっているのですけれども、その間のところに区名募集と区名投票とあるのですが、これは、そのまま読むと行政区画等審議会が行うのか。そうではなく、市が行うということでしょうか、それだけ確認です。

○**区再編推進事業本部副本部長** 今御質問いただいた点に関しましては、実際、募集、投票は市が行います。審議会が行うのではなくて市が行います。

○**齋藤和志委員** この資料だけ見ると、実施主体がどこなのかというのがちょっと見えなかったもので、それを確認させてもらいました。

○**酒井豊実委員** 附属機関と特別委員会との関係ですが、区の名称については、特別委員会では6月の委員会でもって、区の名称の決め方、手続について細かに話し合うということでもいいのか、まずお願いします。

○区再編推進事業本部副本部長 表の②のことかと思うのですが、②の案件につきましては、内容としましては実質③と同じと理解していただければいいのですが、行政区画等審議会に区の名称を諮問する形となり、区の名称を決めるにはどういった決定方法がいいのかということも当然関連してくると思いますので、その資料を御協議いただくときにそういった内容も入ってくると思っております。

○酒井豊実委員 そう見ますと、附属機関の（２）区の名称のところの9月末からの区名投票の下にアンケートという記載がありますので、区名投票はアンケート形式でやるという具体的な手法が書いてあるということと、アンケート方式というのはどういう方式なのか、伺います。

○区再編推進事業本部副本部長 この表現は、昨年5月31日に御協議いただいて了承いただいたスケジュールの表現をベースに使っているのですが、さらにこのスケジュールの基になっているのが、政令市移行時の手続になります。区名の決め方のあたりは、政令市移行時のやり方を倣ってスケジュールを組んだものとして5月31日に提示しておりますので、政令市移行時の方法としてはこの2段階、まず区名を募集して候補を選んで、それに対して投票していただいたという流れがあって、そういったスケジュールで一度示しており、今の時点ではそれに倣った形で予定しているということです。

○酒井豊実委員 今の詳細につきましては、6月に具体的にいろいろ協議していくという理解をしたいと思います。それがいいかどうかということ、別紙2の審議会委員ですが、現在、既に委嘱されていて、任期が令和2年から令和5年10月までという方々が並んでおりますけれども、この方々は皆さん浜松市の市民なのか、大所高所に立って判断ということでは幅広の地域の方々なのか、天竜区であるとか周辺地域のことの事情に詳しい方々が入っておられるのか、その辺はどういう方々なのか伺います。

○区再編推進事業本部副本部長 行政区画等審議会の所管には確認が必要かとは思いますが、住所地で委員を選考しているといったことではなくて、ここの表にありますとおり、知識経験と関係機関ということでの選考かと思えます。ですので、この備考欄にそれぞれの立場が書いてありますので、どの住所地であるとか地域ということではない選出と認識しております。

○加茂俊武委員 附属機関に区の名称、区名募集とか区名投票とありますけれども、この期間に特別委員会はまだ関わらないとか、報告みたいなものはどうなのですか。これは委員長案件になるのかもしれないですけども、こういった進捗状況ですとか、特別委員会との関わりというのは持たないものなのでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 スケジュールの欄外の一番下の※2にありますとおり、当然、協議の状況につきましては特別委員会へ報告する必要があると思っておりますので、今、どの日ということでは審議会の日もまだ分からないものですからお示しできないですけども、状況に応じて特別委員会には報告したいと思っております。

○加茂俊武委員 分かりました。

○高林修委員長 委員の皆さんから御要望があれば、私からも必ず委員会の開会を要請しますので、よろしくお願いします。

1点、先ほどの協議会の運用事項のところですが、一応議事録として残したいので申し上げますけれども、10月に区の協議会の資料が出て、それに基づいて委員会で協議して、了とすれば区の協議会に諮問するというので、その答申が12月にあるということですので、1月以降の網かけについて言うと、これはあくまで条例上の確認が取れないこと、運用面の確認を再度するというのでいいですか。

○市民部長 いわゆる条例・規則等の制定のお話でいいとすると、規則に関しては、基本的には条例の施行日までに形というか、きちっと整っていただければいいというのが最大のお話でして、これは国でいうと

ころの法律と施行令の関係でもそういったことは間々あるということになっていますので、条例と規則をいつまでにつくっておかなければならないのかというスケジュール感では、一般論としてそういうお話になると思います。

条例については、10月で網かけが終わっているのは異論がないところだと思いますけれども、規則以下の問題については、いわゆる運用面のところをかなり詳細に見ていく必要があります。それから協議会の会長さんからのお話でも、今、7区の中で少しやり方の部分がそれぞれ違っているというところもあるものですから、この際ある程度統一したもので整理してほしいというお話もありますので、どこまで細かいものを見ていくかということにもよるものですから、もちろん松下委員がおっしゃるとおり、条例が施行されているときに規則までセットできれいに整っているということが一つの理想ではあるのですが、内容的にどのくらいのボリューム感があるかというのはつかみ切れないところがあり、そうすると、もう少し期間を見ておく必要もあるのかと思います。

運用に関しては、当然この特別委員会でも、当局がお示しする中でいろいろとたたいていただくということを想定しておりますので、ある程度、時間的な余裕は持つておく必要があるかと思っています。だからといって一番マックスまで期間をかけてやるということではなくて、決めるものはきちんとどんどん早くやっていくという姿勢だけは保ちつつということで、私としては認識をしています。

○高林修委員長 ということで、この網かけは2月までであると。

○市民部長 このぐらいのところまでで、何とかまとめていきたいという思いです。

○松下正行委員 そういうことであれば、この2月は網かけがなくてもいいかと思えますけれども。最大限としても1月までとすればどうでしょうか。

○鈴木育男委員 素朴な疑問ですが、区域と区の名称に対して、市長が行政区画等審議会に諮問するのだけれども、区域についてはこういうことですよということに分かるのですが、区の名称については、細かいことだけれども、どんな形で諮問するのですか。区の名前、決めてくださいと諮問するわけ。その辺を少し伺いたいです。

○区再編推進事業本部副本部長 諮問の形としましては、指定都市移行時も区名を決めてくださいといえますか、区名を諮問しているということです。今回も区名を諮問して答申をいただくと。答申の形としては、A区は何々、B区は何々、C区は何々といったような形です。前回でいえば7つの名前を答申いただいたという形になります。

○鈴木育男委員 そうすると、区名募集も区名投票もアンケートも、全部この審議会の名で行うということですか。

○区再編推進事業本部副本部長 先ほど、齋藤委員の質問にも少し同じような形のところもあり、この表が見にくかった部分があったかと思いますが、あくまで区名募集や区名投票を行うのは市になります。その実施方法につきましては、区名を答申いただく附属機関である行政区画等審議会の御意見を聞きながら、実施主体はあくまで市となります。

○鈴木育男委員 その辺がはっきり見えないものですから、行政がどこまでどうするのか、それから、この特別委員会はいろいろ報告を受けるということだけれども、どうするのが見えないというか、その辺は後でまたはっきり説明していただければと思います。

○酒井豊実委員 先ほどの行政区画等審議会の委員に関係してですが、委員の所属する組織、団体を改めて見比べますと、住居表示だとか、町または字の区域の変更、そこら辺に焦点を当てた委員構成ではないのかと改めて見ているところでありまして、先ほど言ったような形での住民の意思だとか市民サ

ービスを含めて、とりわけ課題の多くある周辺地域——現行の北、西、あるいは天竜区方面の知見のある方、知識の多い方を入れておいていただかないと網羅できないのではないかと考えていて、審議会の委員は10人以内となっておりますので、プラスアルファとか、補充とか、そういうものが必要ではないかと。これは意見でありまして、所管課は総務部の文書行政課ですよね。その辺のところ、組織上のことは詳しく分かりませんが、そういう意見を持っておりますので、今ここで方向性、これでいいと断定できるのか、その辺を伺います。

○高林修委員長 酒井委員、意見ではないのですか。

〔「質問か、意見か」と呼ぶ者あり〕

○酒井豊実委員 意見を述べて、当局としての見解を確認したいです。

○高林修委員長 確かに別紙2でこうやって資料は出してもらいましたが、今の酒井委員の意見、質問も含めているのかもしれないですけども、この場では当局は答えられないと思いますよ。あくまでも令和2年10月にこの方たちが任命されて、審議会が構成されているわけですから。だから、区の再編のことが前提にあって、この委員の人たちをどうのこうの考えるというのは、やはり当局は答えにくいと思うのですよね。

〔「審議会委員に失礼だよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長 この行政区画等審議会の所管ということで申し上げさせていただきます。

ただいま酒井委員からも御発言ございましたけれども、先ほど来どういった方がということでは、備考欄にも書かせていただいているように、それぞれどこから選出されていらっしゃるかということで、市域内に関わりの深い各種団体の方々ということで、御知見はあるかと思っております。

ただ、酒井委員が御心配されたように、政令市になったときにどうだったかということもあるでしょうけれども、審議会の審議の中で、専門家の方からの御意見を頂くであるとか、そういうことは当然考えられるお話でございます。それはほかの審議会と同様でございますので、そういった形では御心配ないかと考えております。

○酒井豊実委員 審議会委員、10人以内で組織すると書いてありまして、現状、知識経験者と関係機関の方で合わせて8名です。2名ゆとりがある人選となっておりますので、私の意見としては、ぜひそこに補充してさらに進めていただきたいというのが意見です。

○高林修委員長 今、総務部長がおっしゃっていただいたことで、私も確かにそれもあると思ったのは、やはり審議会の中で、いろいろな知見のある方に来ていただいて意見を求めることについては、ぜひやっていただきたいと思っています。意見です。

○岩田邦泰委員 先ほどの鈴木育男委員のところ、僕も疑問に思ったところがあるものですから、追加で質問ですけども、ルール決めからお願いするものなのか、それともルールだとか、そういう方針的のところまでここまで示してお願いするのか、その違いってどうなっているのですか、というのを教えていただければと思っています。

○高林修委員長 先ほど鈴木委員もおっしゃったように、素朴な疑問ほどはつきりさせておいたほうがいいと思います。当局はお願いします。

○区再編推進事業本部副本部長 今、御質問いただいた点ですけども、整理します。

まず、諮問はあくまで区名の諮問になります。ただ、その区名を審議する審議会としまして、当然どういったプロセスで区名が決まるのかというのを承知しない上でそれを判断ということも難しいかと思っておりますので、そのプロセスについては市が担いますけれども、今回で言えば募集して投票するとか、や

り方、その条件等はあくまで市が実施するものになりますが、区名を審議するに当たり、そのプロセスを承知しなければならない、する必要があるという視点で、そのプロセスに問題がないかということで、御意見を市としても途中経過も伺いながらやって、最後の答申はそれらを踏まえて区名をもらうといった形になります。

○**岩田邦泰委員** 丸投げではないというところだけ確認したかったので、捉え方によってはちょっと丸投げにも思えるようなところだったので、その辺は安心いたしました。

○**関イチロー副委員長** 確認させてください。この審議会は公開で行われるのですよね。

○**区再編推進事業本部副本部長** はい、原則的には公開となります。

○**高林修委員長** 次回の委員会で、ここにもスケジュールに書いてあるように、区名の募集、決定方法、行政区画等審議会資料が提示されますので、そこのところでまた素朴な疑問を含めてお聞きいただきたいというふうに思っています。

それでは、令和5年2月までの協議スケジュールについては了承することといたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** なお、先ほど加茂委員のお話もありましたように、今後において当局は、行政区画等審議会の状況等についてスケジュールに合わせて報告をしていただくよう、お願いいたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

次回の委員会では、行政区画等審議会へ提出する資料の確認を行いたいと考えており、開催日程は6月17日金曜日、午後1時30分からとさせていただきますと思います。

期日が近づきましたら、各委員には改めて開会通知を送付いたしますので御承知おきください。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

14:41